



して、甲に支払う。

(2) 乙は、前号の金員を、甲が指定する納付書を用いて、令和7年7月31日までに1回で支払う。

(3) 甲及び乙は、本件契約に関し、この和解条項に定めるもののほか、甲乙間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(提案理由)

地域支援事業委託における消費税相当額の返還について、

と和解する必要があるため。